

富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号）第24条の規定に基づき、「富山市立地適正化計画」で誘導施設として位置付けた商業施設が不足する地域において、商業施設の立地を促進し、徒歩圏における生活サービス機能の充足を図ることで、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進することを目的に、地域生活拠点等で商業施設を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市機能 日常生活に必要なサービスを提供する機能を有する施設
- (2) スーパーマーケット 経済産業省の商業統計における業態分類で定義された総合スーパー、食料品スーパー
- (3) 生鮮食料品を扱うドラッグストア 食料品の売場面積が250㎡以上で、かつ、生鮮食料品を含む経済産業省の商品分類番号の上位2桁で食(58)に分類する商品を70%以上扱うドラッグストア
- (4) ドラッグストア 経済産業省の商業統計における業態分類で定義されたドラッグストア
- (5) コンビニエンスストア 経済産業省の商業統計における業態分類で定義されたコンビニエンスストア
- (6) 補助対象区域 別表1に掲げる区域

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象区域においてスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストアを新規出店する事業者であって、別表2のいずれにも該当しない者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費並びにこれに対する補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、同一事業所等の設置において、市の負担を求められる同種の国庫補助金等の交付を受ける場合、本補助金の補助額は、当該国庫補助金等において市が負担すべき額を控除した額とする。

(補助要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表4に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(事業計画の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ富山市都市機能立地促進事業計画認定申請書(様式第1号)により、別表5に掲げる書類を添付し、市長に事業計画の認定申請を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、補助対象者から当該事業計画について聴取するものとし、有識者等に当該事業計画の認定に関する意見を求めることができるものとする。

3 市長は、事業計画が要綱の趣旨に適合すると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講ずること並びに補助金の交付限度について条件を付し、事業計画を認定するものとする。

4 前項の認定は補助金の交付を予約するものと解してはならない。

(認定の通知等)

第7条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を富山市都市機能立地促進事業計画認定通知書(様式第2号)により当該事業計画の認定申請をした者に通知しなければならない。

2 事業計画に係る事業は、前項の規定による通知があった日以後でなければ着手することができない。

(事業計画の変更)

第8条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、富山市都市機能立地促進事業計画変更認定申請書(様式第3号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

(事業計画の中止又は廃止)

第9条 認定事業者は、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市都市機能立地促進事業計画中止(廃止)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(経営者の報告)

第10条 認定事業者は、認定計画の経営に携わるもの(以下「経営者」という。)を決定し、富山市都市機能立地促進事業計画経営者届(様式第5号)により、別表6に掲げる書類を添付し、交付申請までに市長に提出しなければならない。

2 認定事業者が経営者となる場合は、別表6に掲げる書類を省略することができる。

(認定計画の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 別表4に掲げる要件を満たさないとき。

(交付申請)

第12条 補助金の交付申請を行おうとする者（以下「交付申請者」という。）は、富山市都市機能立地促進事業補助金交付申請書（様式第6号）に、別表7に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金交付決定等)

第13条 市長は、第12条による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査を行うものとし、これにより、補助金を交付すべきと認めたときは、認定計画に定められた補助限度額の範囲内において補助金の交付決定を行い、富山市都市機能立地促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条に規定する通知の後、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）から提出される富山市都市機能立地促進事業補助金請求書（様式第8号）に基づき、補助事業者に対して支払うものとする。

(補助金の交付決定後の変更)

第15条 補助事業者は、合併又は分割等により補助事業者を変更しようとするときは、富山市都市機能立地促進事業補助事業者変更申請書（様式第9号）により、別表8に掲げる書類を添付して提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、補助事業者の変更を認定したときは、速やかに、その旨を富山市都市機能立地促進事業補助事業者変更認定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知しなければならない。

3 補助事業者は、認定計画を変更しようとするときは、富山市都市機能立地促進事業計画変更認定申請書（様式第11号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、事業計画の変更を認定したときは、速やかに、その旨を富山市都市機能立地促進事業変更計画認定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(事故の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に重大な支障を与える事故が発生したときは、延滞なく当該事故の原因、状況及びこれに対する措置状況を口頭及び書面により報告し、指示を受けなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加したもの（以

下「財産」という。)については、補助事業の完了後においても財産管理台帳に記載するとともに善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがないものについては、市長が別に定める期間）又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間のいずれか短い期間内において、市長の承認を受けずに、財産の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保の用（以下「財産処分」という。）に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、財産の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により財産の処分を完了したときは、財産処分完了報告書に財産管理台帳の写しを添えて、延滞なく、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の財産の処分により収入の報告を受けたときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（決算報告等）

第18条 補助事業者は、営業開始日から10年が経過した日が属する会計事業年度まで、次の各号に定める書類を当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 決算報告書、貸借対照表、損益計算書その他経営状況が確認できる諸表及び事業報告書。補助事業者が法人である場合は、各会計事業年度の終了の日の翌日から二カ月以内の日まで（法人税法（昭和40年法律第34号）第75条又は第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長を受ける法人にあつては、延長した確定申告書の提出期限）、補助事業者が個人である場合は、翌年3月15日まで
- (2) 1月1日現在の財産管理台帳 1月31日まで

（補助事業の経理等）

第19条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保存しておかなければならない。

（交付決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したと

き、又は市長の指示に従わないとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金等の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該補助事業者に対して、文書を交付してその返還を請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補 助 対 象 区 域
<p>(1) 富山市立地適正化計画において誘導施設として位置付けた商業施設が不足する地域で以下の要件を満たす区域</p> <p>① 大山地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域*内。 <p>※居住誘導区域は、富山市立地適正化計画で定める居住を誘導する区域。</p> <p>② 細入地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活拠点から概ね半径 1 km以内の森林地域*と農用地区域*を除く区域。 <p>※森林地域は、国土利用計画法第 9 条第 2 項第 3 号による森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は、森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。</p> <p>※農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号による農用地等として利用すべき土地の区域。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

補 助 対 象 非 該 当 者
<p>(1) 市税の滞納がある者</p> <p>(2) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者</p> <p>(4) 公序良俗に反する事業を行っている者</p> <p>(5) 前 4 号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者</p>

別表 3 (第 4 条関係)

事業者に対する補助				
補助金の交付対象となる経費				
施設整備費	土地取得費、造成費、建設費、改装費、店舗内機材購入費 次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 ・調査設計費、既存建築物の除去に係る経費及びこれらの設計、調査等に係る経費 ・当該店舗等と一体的ではない機器及び備品の購入に係る経費			
補助率及び補助限度額				
施設名	対象経費	補助率	補助上限額	対象地域
スーパーマーケット 生鮮食料品を扱うドラッグストア	施設整備費	1/2	1 億円	大山地域、細入地域
ドラッグストア	施設整備費	1/2	5,000 万円	大山地域、細入地域
コンビニエンスストア	施設整備費	1/2	2,000 万円	細入地域

別表 4 (第 5 条関係)

補助要件
(1) 第 6 条に規定する事業計画の認定を受けていること。 (2) 補助対象区域内において、補助対象となる既存施設が存在しないこと（初出店となる場合のみ）。 (3) 店舗等の建築物に係る設計内容が、富山市景観計画に定める景観形成基準を満たしていること。 (4) 店舗等に掲出する広告物が、富山市屋外広告物条例に基づく許可基準を満たしていること。 (5) 店舗等の設置に際し、建築関係法令等の許可等が必要な場合は、その許可を取得していること。 (6) 店舗等の設置に際し、許認可等（前号の許可を除く。）が必要な場合は、その許認可等を受けていること。ただし、施設の整備が完了した後に受ける許認可等については、申請時点の要件には含めない。 (7) 店舗等の設置に際し、当該敷地に隣接する水路等への安全対策を講じていること。 (8) 店舗等の設置に際し、道路管理者が認める乗入れ位置・構造となっていること。 (9) 補助金の交付決定を受けたものは、営業開始日より 10 年以上営業を継続すること。

別表 5 (第 6 条関係)

申 請 に 係 る 添 付 書 類	
1	事業計画書
2	収支予算書
3	資金計画書
4	法人の場合は、商業登記簿謄本、役員等の一覧表及び会社概要 個人の場合は官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し及び履歴書
5	事業者の業種及び事業内容が分かるもの
6	直近 3 年分の市区町村税の滞納がないことを証明する書類 直近 3 年分の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書
7	営業開始日より 10 年以上店舗を営業する旨の誓約書
8	現況が分かる写真

別表 6 (第 10 条関係)

届 出 に 係 る 添 付 書 類	
1	経営者の概要 法人の場合は、商業登記簿謄本、役員等の一覧表及び会社概要 個人の場合は官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し及び履歴書
2	直近 3 年分の市区町村税の滞納がないことを証明する書類
3	直近 3 年分の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書
4	営業開始日より 10 年以上店舗を営業する旨の誓約書

別表 7 (第 12 条関係)

申 請 に 係 る 添 付 書 類	
1	第 7 条に規定する事業計画の認定通知書の写し
2	収支決算書
3	工事明細書
4	土地売買契約書、工事代金等請求書の写し
5	土地代金、工事代金の支払いが確認できる領収書等の写し
6	店舗等の設置にあたり、建築関係法令等の許可等が必要な場合は、その許可証及び検査済証等の写し
7	店舗等の設置運営にあたり、許認可等（前号の許可は除く。）が必要な場合は、その許認可等の写し

別表 8 (第 15 条関係)

申 請 に 係 る 添 付 書 類 (変更後の補助事業者のもの)	
1	経営者の概要 法人の場合は、商業登記簿謄本、役員等の一覧表及び会社概要 個人の場合は官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し及び履歴書
2	直近 3 年分の市区町村税の滞納がないことを証明する書類
3	直近 3 年分の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書
4	補助金交付後の営業開始日より 10 年以上店舗を営業する旨の誓約書
5	変更事業計画書

様式第1号（第6条関係）

富山市都市機能立地促進事業計画認定申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、富山市都市機能立地促進事業計画について、下記のとおり認定の申請をします。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 申請内容 別紙のとおり

富山市都市機能立地促進事業計画認定通知書

第 年 月 日 号

認定事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

富山市長

富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、富山市都市機能立地促進事業計画について、下記のとおり条件等を付し認定しましたので通知します。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 認定条件
 - (1) 富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱別表 4 の補助要件をすべて満たして事業を行うこと
 - (2) 補助金の交付対象となる経費は、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱別表 3 に示す施設整備費とする。
 - (3) 補助率と補助限度額は以下の通りとする。

補助率	施設整備費の 1 / 2
補助限度額	円
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
 - (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
 - (3) 富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱別表 4 に掲げる要件を満たさないとき。

様式第3号（第8条関係）

富山市都市機能立地促進事業計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

認定事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付けで事業計画認定を受けた事業計画について変更したいので、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、富山市都市機能立地促進事業計画について、下記のとおり事業計画の変更認定の申請をします。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 申請内容 別紙のとおり

様式第4号（第9条関係）

富山市都市機能立地促進事業計画中止（廃止）届

年 月 日

（宛先） 富山市長

認定事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付けで事業計画認定を受けた事業計画を中止（廃止）したい
ので、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、事業計
画の中止（廃止）を届け出ます。

様式第5号（第10条関係）

富山市都市機能立地促進事業計画経営者届

年 月 日

（宛先）富山市長

認定事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付けで事業計画認定を受けた事業計画の経営者を決定しましたので、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり事業計画の経営者を届け出ます。

記

- 1 認定計画の経営者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
- 2 対象区域
- 3 対象施設

様式第6号（第12条関係）

年度富山市都市機能立地促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

交付申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

（経営者） 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

富山市都市機能立地促進事業補助金を受けたいので、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

（1）施設整備費

1）補助事業に要する経費	金	円
2）補助対象経費	金	円
3）交付申請額	金	円

4 事業の実施予定期間

（1）実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（2）営業開始日 年 月 日（開始・開始予定）

様式第7号（第13条関係）

年度富山市都市機能立地促進事業
補助金交付決定通知書兼確定通知書

富山市指令都第 号
年 月 日

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

（経営者） 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市都市機能立地促進事業補助金については、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり条件等を付し交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 交付条件

- 1) 対象区域
- 2) 対象施設
- 3) 営業開始日より10年以上営業を継続すること
- 4) その他、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱に従うこと

（交付決定の取り消し等）

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部返還を求めることがあります。

- （1）偽りその他不正手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定内容、これに付した条件、法令又は富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （3）その他市長が相当の理由があると認めたとき。

様式第8号（第14条関係）

年度富山市都市機能立地促進事業補助金請求書

年 月 日

（宛先） 富山市長

債権者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

請求金額 _____ , _____ , _____ 円

件名及び内訳

年度富山市都市機能立地促進事業補助金

上記の金額を請求します。
なお、次の口座に振込願います。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協 店 その他（ ）
預金種目	普通・当座・（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

受 理 印

様式第9号（第15条関係）

富山市都市機能立地促進事業補助事業者変更申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

補助事業者 住所又は所在地
（変更前） 氏名又は名称及び代表者名

補助事業者 住所又は所在地
（変更後） 氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業者を変更するので、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助事業者の変更を申請します。

記

（変更理由）

様式第10号（第15条関係）

富山市都市機能立地促進事業補助事業者変更認定通知書

第 年 月 日

補助事業者 住所又は所在地
(変更後) 氏名又は名称及び代表者名

富山市長

富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、富山市都市機能立地促進事業補助事業者の変更について、下記のとおり条件等を付し認定しましたので通知します。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 認定条件

年 月 日付け富山市都市機能立地促進事業計画認定通知書に付した要件を遵守すること。

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

富山市都市機能立地促進事業計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付けで事業計画認定を受けた事業計画について変更したいので、富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、富山市都市機能立地促進事業計画について、下記のとおり事業計画の変更認定の申請をします。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 申請内容 別紙のとおり

様式第12号（第15条関係）

富山市都市機能立地促進事業計画変更認定通知書

第 年 月 日 号

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

富山市長

富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱第15条第4項の規定に基づき、富山市都市機能立地促進事業計画の変更について、下記のとおり条件等を付し認定しましたので通知します。

記

- 1 対象区域
- 2 対象施設
- 3 認定条件

年 月 日付け富山市都市機能立地促進事業計画認定通知書に付した要件を遵守すること。